

教育委員会会議録

(定例会)

令和3年9月30日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | | |
|---|---------|--------|------------------|---------|--|
| 1 | 期 | 日 | 令和3年9月30日(木) | | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | | |
| 3 | 開 | 会 | 午後2時00分 | | |
| 4 | 出 | 席 | 教 育 長 | 細 田 眞由美 | |
| | | | 教育長職務代理者 | 大 谷 幸 男 | |
| | | | 委 員 | 石 田 有 世 | |
| | | | 委 員 | 野 上 武 利 | |
| | | | 委 員 | 武 田 ちあき | |
| | | | 委 員 | 柳 田 美 幸 | |
| 5 | 議場 | に出席した者 | 副教育長 | 高 崎 修 | |
| | | | 管理部長 | 栗 原 章 浩 | |
| | | | 学校教育部長 | 平 沼 智 | |
| | | | 生涯学習部長 | 千 葉 裕 | |
| | | | 中央図書館長 | 内 山 恵 介 | |
| | | | 学校教育部参事兼教職員人事課長 | 清 水 一 司 | |
| | | | 学校教育部参事兼教職員給与課長 | 井 出 浩 史 | |
| | | | 生涯学習部参事兼生涯学習振興課長 | 山 本 高 弘 | |
| | | | 中央図書館参事兼管理課長 | 樋 爪 勇 司 | |
| 6 | 会議録署名委員 | | 石 田 有 世 | | |

7 議事等の概要

- 細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 1名おります。
- 細田教育長 本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可して
よろしいでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは傍聴を許可します。
本日の会議録の署名委員は、石田委員にお願いいたします。また、
本日の議案についてですが、議案第52号、53号は人事に係る案件
であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委
員の皆さんいかがでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し
上げた議案は非公開といたします。
会議の順番ですが、議案第45号より議案番号順に審議を行うこと
といたします。なお、提案理由が同一である議案第46号と第47号、
議案第48号から51号は一括して審議を行うこととします。
- 議案第45号 さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 細田教育長 それでは、議案第45号につきまして、事務局から説明をお願いし
ます。
- 教職員人事課長 議案第45号「さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令の
制定について」の御説明をいたします。
議案書は1ページから3ページでございます。
まず、本議案の提案の経緯から御説明いたします。この度、教員のみ
を対象とした条例だけが存在しておりました「自己啓発等休業」及
び「修学部分休業」につきまして、教員を含む本市の全ての職員を対
象とする「さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例」、「さいた
ま市職員の修学部分休業に関する条例」が制定されることに伴いまし
て、教員のみを対象とした条例が廃止となります。したがって、

廃止される条例を引用している「さいたま市教職員服務規程」について、所要の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、2ページを御覧ください。改正前後を記載する新旧対照表でございます。第23条第1項、第2項及び第4項において、参照する条例及び条項を変更するもので、内容の変更はございません。なお、施行期日は公布の日でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

細田教育長

何かありますか。

大谷委員

教員という限定が、職員ということで拡大されたと理解したんですけども、拡大された結果、具体的な職員の職名、例えば教諭とか非常勤講師とかそういう職名をおっしゃっていただければ有難いです。また、現状の自己啓発休業、今年でもいいですし昨年でもいいですけども、だいたいどのくらいの数か、実績を教えてください。そして、自己啓発休業を取られた方、当然だと思いますけれども何らかの上乗せあるいは退職金等において不利な扱いはないのかどうかと、休業は年度単位になるかと思っておりますけれども、そのあとの教員の補充についてはきちっとされているのかどうか、具体的にどんな補充がされるのか。細かい質問で申し訳ないですが、お答えいただきたいと思っております。

教職員人事課長

まず、教員から職員に拡大されたということで職名というご質問がありますが全ての職ということになっております。さいたま市の教員であれば全ての職ということになります。これまでの自己啓発休業の実績という部分でございますが、過去3年間において自己啓発等休業につきましては1件でございます。休業中の補充については、これは確実に配置しております。これは休業ですので、その後に臨時的任用教員で充てているような実態でございます。

教職員給与課長

3番目の御質問の給与上の処遇ですけども、まずその規定内では無給になります。ただ月の途中から休業した場合については、その月は日割り計算になります。退職金の算定につきましては、一定の間は半分の勤務計算ということになります。

大谷委員

そうしますと大学院を出られますと、格付が変わるのかどうか。その辺のところはどのような扱いになるのか。それと最初の質問について非常勤職員の方も常勤しているんですね。

教職員人事課長 はい。常勤の職員になります。

細田教育長 常勤の職員と、全職と言いましたけれども、具体的に全部の職員とはどのような範囲か、しっかりと確認していただいているですか。今のお話で自己啓発の研修と我々が大学院生を派遣しているのとは違うということをちゃんと御説明していただきたいと思います。

教職員人事課長 大学院修学休業という制度がございますけれども、大学院専修免許状の取得を目的としているものでございますが、今回の自己啓発休業につきましては大学院も含めた大学等において啓発のために休業するものでございます。そういう違いはございます。

細田教育長 自己啓発は大学院だけではないですよ。

教職員人事課長 そうです。

細田教育長 それでは、議案第45号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

議案第46号 さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について

議案第47号 さいたま市教員の修学部分休業に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について

細田教育長 続きまして、議案第46号、第47号につきまして、事務局から一括して説明をお願いします。

教職員人事課長 議案書は4ページから13ページでございます。

議案第46号「さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について」、議案第47号「さいたま市教員の修学部分休業に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について」の御説明をいたします。

この度、教員を含む本市の全ての職員を対象とする条例が制定されることに伴い、教員のみを対象とした「さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例」「さいたま市教員の修学部分休業に関する条例」の施行規則をそれぞれ廃止するものでございます。なお、全ての職員

を対象とする条例が新たに制定されるのと同時に、本議案の施行規則と同内容の新たな施行規則が制定されますので、本議案での施行規則廃止による影響はございません。なお、いずれも施行期日は公布の日でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

細田教育長 何かありますか。

大谷委員 修学部分はどういうものか教えていただけますか。

教職員人事課長 修学部分休業についてでございますが、勤務をしながら部分的に休業するものでございます。大学等における修学のみを対象としております。

細田教育長 具体的に、どのような場合かおっしゃっていただくとわかりやすいかと思います。

教職員人事課長 修学部分休業でございますが、一週間を通じて19時間20分を超えない範囲内で修学のために必要とされる時間について休業させるものとなっております。

武田委員 具体的にどういうことかなと考えますと、今、埼玉大学では修士課程はなくなったんですけれども、今までの過去の事例から考えますと現場の先生1年目は丸々休んで毎日大学で勉強して、2年目だと現場に戻って教えながら修学もするみたいなことをしていたので、そういう場に適応するものかなと理解をしておりましたけど、合っておりますでしょうか。

教職員人事課長 今お話があったケースとはまた違いまして、例えば午後の遅い時間に授業を設定されているような大学や夜間の大学を利用して修学するといったような場合に、修学部分休業を認めるような形になります。

細田教育長 大前提が自己啓発休業のことについてですので、我々が毎年派遣している大学院や長期研修とは違う。今、埼玉大の方にお世話になっている我々が、大学と共に協定の中で毎年これくらいの教員を大学院に派遣させていただいて勉強させていただくというものとは違って、完全に自己啓発のものであります。

それでは、議案第46号、47号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第48号 さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第49号 さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第50号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第51号 さいたま市教職員の給与に関する条例附則第6項等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則の制定について

細田教育長 続きまして、議案第48号から第51号につきまして、事務局から一括して説明をお願いします。

教職員給与課長 議案書の14ページから27ページまでを御覧ください。

議案第48号「さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第49号「さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第50号「さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第51号「さいたま市教職員の給与に関する条例附則第6項等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の4つの議案がございますが、全て同一理由の改正となっておりますので、議案第48号「さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を例に、まとめて御説明させていただきます。

それではお手元の議案書の16ページ、提案理由を御覧ください。この議案の提案理由でございますが、さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定に伴い、さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例が廃止されることから、さいたま市教職員の給料等の支給に関する規則の改正を行うものです。改正の詳細については、15ページを御覧ください。規則改正前後を記載する新旧対照表となります。第4条第1項第9号及び同条第2項につきまして、「さいたま市教員

の自己啓発等休業に関する条例第3条」を「さいたま市職員の自己啓発等休業に関する条例第2条」に改正を行うものでございます。参照する条例及び条項の変更となっており、内容の変更はございません。

なお、施行期日は公布の日でございます。

議案第49号～議案第51号につきましても全て参照する条例及び条項の変更で内容の変更はございません。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

大谷委員

条例の廃止に伴う改正ということですから、全く技術的なことなんですね。ですから、これはこれで問題ないと私は思っております。ただし、先ほど来なんですけれども是非まとめて、例えば勤勉手当、期末手当はどうなるんだとか昇給の問題、退職金の問題、そういう待遇の問題がどういうふうに影響してくるのか、それとまた自己啓発休業に対してどのような勤務条件の差異なり変更があるのかということについて、まとめてお話をいただければと思います。

細田教育長

私の方もそう思います。新たに制定される条例による玉突きみたいなもの、引用される条例の名称が変わる、所要の改正のため、この議案自体については何の問題もないと思うんですが、そもそもこの自己啓発の休業を取ったりするときに、この教員がさらに教員としての資質・能力を高めようとするその行為に対して全体としてどんな影響を及ぼすのかということについては整理していただき、また別の機会に委員の皆さまにお知らせする必要があるかと思えます。

それでは、議案第48号から第51号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

傍聴の方に申し上げます。先ほど決まりましたとおり、ここからの議案審議につきましては、非公開となりますので御退室をお願いいたします。

議案第52号 さいたま市社会教育委員の委嘱について
<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案とおり可決>

議案第53号 さいたま市図書館協議会委員の任命について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

細田教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。
これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後2時42分